



長野県報

3月4日(月)
平成31年
(2019年)
第3055号

目 次

規 則

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療推進課) 1

告 示

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気環境課) 1

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課) 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課) 2

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) 2

規 則

告 示

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「第104条第4項」を「第104条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県告示第87号

平成29年長野県告示第377号により土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県上伊那地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

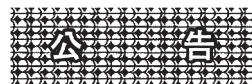
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路

3・4・8号 荒宿上の城線

3・4・9号 橋場中央線

3・4・11号 御代田佐久線

3・5・29号 住吉荒宿線

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類

佐久都市計画用途地域

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成31年3月4日

長野県公営企業管理者 小林透

名 称 事業所の所在地 指定年月日

酒井設備工業 千曲市大字杭瀬下407番地2 平成31年2月27日

水道事業課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月4日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 白馬岳大町線

- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2657番の317地先から 大町市平2657番の5地先まで	旧	m 6.0~6.2	km 0.0348
同上	新	6.2~8.4	0.0348

道路管理課